

世羅郡の「国郡志御編集二付下調べ書出し帳」の編集について

西村 晃

【要旨】 本稿は、『芸藩通志』を編纂する材料として藩へ提出するため、「国郡志御編集二付下調べ書出し帳」の編集経過を、世羅郡を中心に賀茂郡と比較しながら追跡する。また、郡内で数名任命された国郡志御用懸りの役割などについても述べる。

はじめに

- 1 『芸藩通志』と「国郡志下調べ書出し帳」の提出
- 2 「国郡志下調べ書出し帳」の編集
 - 2-1 世羅郡の「書出し帳」編集について
 - 2-2 賀茂郡の「書出し帳」編集について
 - 2-3 村絵図の調製について
 - 2-4 「物産帳」の編集について
 - 2-5 「書出し帳」の経費負担について
- 3 「国郡志下調べ書出し帳」と『芸藩通志』編纂
おわりに

はじめに

文政8年(1825)9月、広島藩では頼杏坪らが、領内全域にわたる地誌『芸藩通志』全159巻を完成させ、藩主浅野斉賢へ上呈した。当館には、『芸藩通志』を編纂する材料として、領内各郡村から藩へ提出された「国郡志御編集二付下調べ書出し帳」(以下「書出し帳」)の村方控の原本、及びその複製、筆写本などを多数収蔵している。これらは、地域の歴史や民俗にとどまらず、自然・地理・産業などを研究する上で欠かせない資料であり、県内自治体史では、資料編などに必ずといってよいほど掲載される基礎的な資料である。

19世紀前半に全国的な広がりを見せた地誌編纂の歴史学的な研究については、羽賀祥二氏¹⁾、白井哲哉氏²⁾、岩橋清美氏³⁾らによって由緒論や歴史意識を中心に研究が進められてきた。

この『芸藩通志』の基礎資料となった「書出帳」の編集経過については、羽賀祥二氏が山県郡を事例として、文政2年に3月に郡内各村からいっせいに「書出帳」が同郡国郡志御用懸りへ提出され、彼らが中心となって内容を点検、訂正・整理を行い、さらに村からの「書出帳」の記載事項を基礎として郡全体の「書出帳」(郡辻帳)を編纂し、同年6月に各村の書出帳と同時に提出したとする⁴⁾。また奴可郡では、割庄屋7人で構成される国郡志御用懸りが中心となって編纂を進め、まず、調査項目や記載方法などの基準を示した村別案書(雛形)を各村に写し取らせ、これをもとに各村で庄屋・組頭が下書きを作成して文政2年8月頃に提出し、国郡志御用懸りがさらに加筆訂正して村毎の精粗を調整して、郡辻帳を添えて国郡志方へ提出したという⁵⁾。その他、各自治体史の解題などでは、編纂経過の概要が説明されることはあっても、自治体史の解題という性格上、村内調査や記述の内容にまで立ち入って記述したものはなかった。しかし、「書出帳」の作成の経緯や手順などを概説的に説明するだけでは、地域の歴史や伝説が当時どのように伝来し、推移していったのかを明らかにすることはできない⁶⁾。

本稿では、世羅郡を中心に、賀茂郡の事例も参考にしながら、特に郡内で数名任命された国郡志御用懸りの役割と、各村で「書出帳」や村絵図がどのように調製されたのかを追跡し、今後の研究の足掛かりとしたい。

1 『芸藩通志』と「国郡志下調べ書出帳」の提出

広島藩の地誌には、黒川道祐によって寛文3年(1663)に編纂された『芸備国郡志』があったが、『芸藩通志』編集後に頼杏坪が記したように、同書は領内の実地調査を行わないまま、黒川の江戸滞在中に著した草稿に過ぎず、その後郡の変遷などもあって、その改訂が意図された。文化元年(1804)に江戸で藩主の浅野齐賢から国郡志編集を命じられた広島藩儒(当時は奥詰次席侍講)の頼杏坪は、総郡から「書出帳」を提出させた上でなければ、編集は困難であると主張したが、当時の広島藩年寄堀江典膳は、伊能忠敬による領内測量が終わった直後で、郡村が疲弊していることを理由に延期した。杏坪は文化8年に江戸から帰国し、納戸奉行上席郡役所詰となって民政に参画し、備北4郡の代官職に就いたことを機に、国郡志編集事業に着手したが、この時も、調査経費を藩が負担するのか、或いは郡村負担とするのかという問題

や、調査が村境争論を惹起するのではないかという危惧から、上司の判断で再度延期となった。杏坪はこの時、村方にとっても調査は有益であるので、その経費は郡村負担とし、村境争論については自らの責任で回避することを主張したが容れられなかった。ようやく国郡志編纂を担当する藩志局（国郡志方）が設置されたのは、杏坪が江戸で最初に藩主から国郡志編纂を命じられてから13年後の文政元年のことであった。国郡志方には、頼杏坪のもと、加藤棕廬（太郎助）・頼采真（佐一郎）・黒川方楸（林次郎）・津村尚誼（庄五郎）・山田吉甫・正岡元翼等の儒学者が参画し、纂修校録に当たった⁷⁾。

このように国郡志編纂体制が整ったのは文政元年のことであるが、これより4年前の文化11年7月、広島藩は領内各郡代官へ宛て国郡志編集に関する心得書を発して、「書出帳」作成と村絵図調製を命じている。この心得書では、「調方案文」の提示を予告するとともに、各村では古老の伝承や珍しき事柄について、他郡や他村のことであろうとも「何ニよらず」調査するよう命じた。そして、さらに古名所とそれに関する古詩・古歌、古来よりの著名人、古城跡・古戦場、古い家柄とそれが所蔵する古文書・珍品、眺望のよい場所には特に留意するよう伝えている。広島藩は、情報の取捨選択は国郡志方で行うことにし、とりあえず各村が持つあらゆる事物の微細な情報をすべて書き出させることにしたのである⁸⁾。ここで予告された「調方案文」とは、書出帳雛形（草案）をさすと思われるが、実際に、項目ごとに文章の書き方までを例示した、詳細な雛型（草案）が各郡へ下付されたのは文政元年11月のことであった。

これと同じ文化11年7月付けで、頼杏坪はさらに各郡代官へ宛て、「書出帳」編集により「多分失費筋相懸り候而八如何敷」と、経費支出を抑制するため、各郡1～2名の功者を「用懸り」（担当者）に命じ、10月中には心得書に従って調査した結果を提出するよう命じている⁹⁾。

広島藩へ提出された各村「書出帳」や、各郡の郡辻帳原本はすでに失われているので、これらの内容を知るためには、この編集に携わった各村庄屋や割庄屋などのもとで保存された「書出帳」控や、その写本を見るしか手段はない。現在当館が収蔵、又は各地に伝来する「書出帳」控や写本をもとに、各村からの提出年月をまとめたのが表1である¹⁰⁾。

安芸郡では、事情は不明であるが、他郡とは異なり、文化11年11月には藩から雛型（草案）が下付され、割庄屋の上瀬野村太右衛門まで「書出帳」を提

表 1 各郡の「書出帳」提出年月

郡名	件数	「書出帳」提出年月	郡辻帳提出年月
安芸郡	30/35	文化11年11月～文政元年7月	文政元年10月
沼田郡	3/31	文化12年1月～文政元年9月	(なし)
佐伯郡	40/83	文政2年3月～文政2年9月	文政2年9月
山県郡	72/74	文政2年3月～文政2年4月	文政2年6月
高田郡	34/59	文政2年3月～文政2年9月	文政2年9月
高宮郡	36/36	文政2年2月～文政3年6月	文政3年3月
賀茂郡	38/89	文化11年9月～文政2年5月	文政2年5月
豊田郡	33/89	文政2年3月～文政3年4月	(なし)
御調郡	19/93	文政2年2月～文政2年8月	(不明)
甲奴郡	8/8	(不明)	(不明)
世羅郡	46/50	文政3年4月～6月	(なし)
三谿郡	16/38	文政2年8月～文政3年3月	(なし)
奴可郡	41/41	文政2年5月～文政8年3月	文政8年4月
三上郡	9/18	文政2年4月	文政2年5月
三次郡	30/52	文政2年3月～文政3年12月	(なし)
恵蘇郡	3/44	文政2年3月～文政2年6月	文政2年10月

注：件数は、自治体史などに掲載された村や、「書出帳」原本又は複製、筆写資料などを当館で収蔵する村数。分母は『芸藩通志』による町村数。

出するよう通達されている。それを受けて苗代村など9村が文化11年中に、その他の村も文政元年7月に提出した上瀬野村を除き、翌文化12年までには「書出帳」を提出している¹¹⁾。

安芸郡と同様に、沼田郡打越村は文化12年1月、阿戸村は文政元年9月に「書出帳」を提出している。沼田郡の「書出帳」は現在のところこの2村以外には確認できないが、文政元年11月には、小河内・阿戸・久地・筒瀬・毛木の各村から、「国郡志御編集ニ付諸入用帳」を同郡国郡志御用懸りの割庄屋直三郎等へ提出しているのが、沼田郡でも、藩から雛型の提示を受けて、他郡に先駆けて編集を終了したことは間違いないようである¹²⁾。

表1によれば、安芸・沼田両郡以外でも、高宮・豊田・世羅・三谿郡の一部や三次郡の「三次国郡志」などの例外を除き、文政2年のうちには「書出帳」の提出が完了したことが分かる¹³⁾。また、各郡の国郡志御用懸りは郡単位の「郡辻帳」を編集し、ほぼ同年内には各村の「書出帳」とともに国郡志方へ提出している。

2 「国郡志下調べ書出帳」の編集

それでは、各郡では、具体的にどのような経過をたどって「書出帳」を編纂したのであろうか。世羅郡東神崎村波多野家文書（当館寄託）には、同家の善兵衛が世羅郡国郡志御用懸りを務めたために、その関係資料と、同時に各村が調製して提出した郡内各村絵図の控を、世羅郡全50村のうち38村分保存している¹⁴⁾。また、賀茂郡吉川村竹内家文書（当館所蔵）には、同家の六郎兵衛が当時同郡高屋組割庄屋、その子の嘉平太が吉川村庄屋を勤めていたため、高屋組村々や吉川村「書出帳」に関する資料が残っている。ここでは、これらの資料を利用して、最も提出が遅れた世羅郡の「書出帳」編集経過について、賀茂郡と比較しながら追跡していきたい。

2-1 世羅郡の「書出帳」編集について

まず、世羅郡の「書出帳」編集経過について見ていく。寛文3年編纂の『芸備国郡志』は、上巻の安芸国8郡については13項目（郡名・形勝・風俗・城池・苑園・山川・土産・寺門・祠廟・古墳・陵墓・人品・拾史）にわたって記述されるが、備後国4郡については安芸国と比較すると一部で省略され、世羅郡に関して具体的な記述があるのは、寺観門の甲山町・金剛寺（今高野山）、陵墓門の小泉村・於兔が墓（曾我祐成の愛妾である虎の墓）のみで、その内容も不正確であった。

世羅郡割庄屋の賀茂村藤四郎と東神崎村庄屋（後に甲山町年寄）善兵衛が、世羅・三谿郡役所を通じて、世羅郡の国郡志御用懸りを命じられたのは文化11年10月のことである。11月21日、藤四郎と善兵衛は世羅郡各村へ廻文を順達して国郡志編集事業開始を通知し、「都而何ニよらず御書面之趣夫々御弾、且申伝工之事等迄下地御聞糺置」くよう命じている。

文化12年中の世羅郡における「書出帳」編纂作業については明らかでないが、翌文化13年5月になり、世羅郡8村から、「書出帳」の内容を争論の証拠書類として採用しないことについて受書を郡役所へ提出している。8村の受書はすべてほぼ同文であることから、世羅郡役所が文面を準備し、各村が納得した上で提出するなどしたものと思われる。たとえば賀茂村から提出された受書は次の通りである。

資料 1

「国郡志御用下弾書上方之儀ニ付御触示被為仰付候趣御受申上ル書付

世羅郡
賀茂村」

世羅郡
賀茂村

覚

一国郡志改メテ御編集被為仰出候ニ付、先達而村々共万事取弾書出并
 函面等茂有来之分写シ仕、又者村ニ寄新出来ニ仕差上候分茂御座候、
 都而此度之儀者何々迄も無遺漏書上候得共、隣村ニ糺シ合等者一円
 不仕、全村毎申伝之儘一己ニ申上候儀ニ御座候故、不突合之廉者勿
 論ニ御座候、是非得失者御上御用方御執捨ヲ以御撰集ニ相成候事故、
 下方穿鑿ニ八不及候間、後年ニ至リ異論出来、国郡志方江申出候所
 ヲ証拠与申則二者不相成候間、此段心得違無之様可仕旨被為仰出奉
 畏候、已来万一隣村同士ニ不限、村内ニ而故障筋出来仕候節たりと
 も、右御用ニ付書上候書類拠ニ申立候儀八決而仕申間敷候、依而御
 受書差上申候、以上

子五月

庄屋
常 助^印
与頭
吉五郎^印
同
半兵衛^印

世羅郡
御役所

これによれば、世羅郡では文化13年5月までには、「書出帳」編集に向け
 て村内で調査を開始し、村絵図の写本を作成した村もあったようである。ま
 た、新たに調査して提出した村もあるというのが不十分な内容だったと思われ
 る。今回の調査は遺漏がないよう命じられ、また隣村と突合せを行わず、村
 内の伝承をありのまま、穿鑿せずに提出し、取捨選択は上の判断に任せると
 いう手法であった。

この受書は、後年になり村落間で争論が生じた際に、「書出帳」をその証
 拠に採用しないことを誓約するという体裁を取る。波多野家文書には、文化
 14年から文政元年にかけて「書出帳」編集に関する資料が見られないので、
 この間、編集作業は停滞したと考えられるが、一部の村では「書出帳」の編
 集や村絵図作成が進みながら、世羅郡役所が8村からこのような受書を提出
 させているのは、「書出帳」提出により各村の慣行が明確となり、村絵図が

境論など今後の争論の証拠として採用されるのではないかという危惧が一部の村に根強くあり、その結果、この請書提出という手続きが必要となったのではなかろうか。世羅郡が他郡に比べて「書出帳」提出が遅れた事情は明らかではないが、これもその理由の一つと思われる。世羅郡では、このような村側の危惧に対して国郡志御用懸りや割庄屋等が説得を重ねた結果、最終的には了解が得られ、受書提出に及んだのではなかろうか。

世羅郡で「書出帳」編集作業が本格化するのには文政元年の国郡志方設置以降である。文政2年1月13日、世羅郡役所は、同郡割庄屋5名に対し、改めて当郡村はもちろん、他郡他村のことであっても、古跡類や伝承、書物を誰でも勝手に提出するよう郡内へ通達し、「書出帳」の提出期限を2月中とした。このため、藩からの出頭命令を受けて、国郡志御用懸り2名のうち善兵衛が1月24日に甲山町を出発し、賀茂村の藤四郎宅を經由して広島へ向かった。善兵衛は、広島では27日にまず国郡志方の津村庄五郎に面会して、参考書類として安芸郡矢野村の「書出帳」を下げ渡され、翌28日には黒川林次郎宅に出向いて国郡志編纂の主意を聞き、さらに頼杏坪の屋敷で直接杏坪に面会して同様の主意を聞いている。29日には国郡志役所に出頭して、作成要領というべき性格の「草案」2冊が下げ渡され、2月6日に世羅郡へ持ち帰った。善兵衛は同日、郡内割庄屋への廻達で、書面では理解できない点もあるので、面談の上で説明することを予告している。3月8日に国郡志御用懸りの善兵衛と藤四郎は、「国郡志編替御用下しらべ村々帖面仕立方之儀申談御用」があるので、世羅郡全村を11日と12日に分け、庄屋か組頭が必ず重永村まで出頭するよう通達している。恐らくこの重永村で「草案」（雛形）と矢野村「書出帳」が各村役人によって写し取られたものと思われる。世羅郡では、この後に「書出帳」編集が本格化したのであろう。

しかし、世羅郡の場合は翌文政3年になっても「書出帳」が提出されなかった。3月26日、世羅郡役所は、国郡志御用懸り2人に対して「国郡志下しらへ書類いまた差出不申、如何ニ候哉、最初ノ期限を立、諸郡一度ニ申付有之候処、最早追々差出し、押合迄も相済候郡も有之候処、ケ様及延引候而者不便利之趣同方ノ申来り候ニ付、此余隙取不申様早々相約メ差出可申者也」と強い口調で「書出帳」提出を督促している。続いて4月晦日にも、世羅郡役所番組は三谿郡から「書出帳」が提出されたことを告げて、世羅郡からも早々に提出するように命じた。これを受けて世羅郡各村からは4月から

6月にかけて次々と国郡志御用懸りへ「書出帳」を提出し、国郡志御用懸りのもとで内容の点検や訂正・整理など編集する十分な余裕がないまま、藩の国郡志方へこれらを提出することになったと思われる。

2-2 賀茂郡の「書出帳」編集について

次に、賀茂郡の編纂の経過について見ていきたい¹⁵⁾。文政元年9月に賀茂郡の国郡志御用懸りを命じられたのは、割庄屋(阿賀村)彦五郎と仁方村庄屋助次であった¹⁶⁾。賀茂郡では、それより以前の文化11年中に助次が中心となり、仁方村「書出帳」の下書きを作成している。しかし、これは藩から「草案」が示される以前に、助次の努力により作成された極めて精細な内容のもので、清書を提出するに当たって、郡役所からかなりの簡略化が求められたようである¹⁷⁾。

仁方村以外の賀茂郡では、藩に国郡志方が置かれて以降、文政元年末から「書出帳」編集が本格化したと思われる。たとえば高屋組においては、国郡志御用懸り彦五郎は、高屋組割庄屋六郎兵衛子の吉川村庄屋嘉平太と、四日市駅で面会して打合せを行っている。その直後、年代記載はないが文政元年と推定できる11月24日の彦五郎の書簡では、六郎兵衛と嘉平太へ宛て、「国郡志村々書出帖略案」(「草案」)とともに、仁方村「書出帳」を送付している¹⁸⁾。それによれば、添付した仁方村「書出帳」は清書ではなく、「草案」が出される以前、文化11年に作成された下書きであり、本来は「草案」に沿って書き改めるべきであるが、それを待つと編集開始が遅れ、また下書きを清書して、削除などを行うと洩れが生じる恐れがあるので、附札をつけて送付するという。また、彦五郎は同じ書状で、これに村絵図を付して、翌年の文政2年1月までには自分まで提出するよう命じている。これを受けて、高屋組割庄屋六郎兵衛は、(文政元年)12月6日付けで組下の村々へ廻状を發し、この「草案」と仁方村「書出帳」下書きを回覧した¹⁹⁾。この廻状で六郎兵衛は、絵図作成は来年1月中旬という期限があり、各村がこの2冊を写し取って次の村へ回覧すると遅れるので、隣村と申し合わせて1昼夜で1村が1冊ずつ写し、残りの1冊は隣村で借用し合い、早く回覧するよう指示している。

次に、この指示を受けて賀茂郡村々では、どのように「書出帳」を編集したのであろうか。次の資料は文政2年2月、賀茂郡国郡志御用懸り4名から割庄屋へ宛てた「書出帳」提出を督促する文書である²⁰⁾。

資料 2

御用懸御役人中書面写し

口演

一 国郡志之義ニ付此度御用懸り之面々御呼出罷出候处，先達而御下草案之内数々御好も御座候得共，最早村々共追々相約り可申ニ付，此余及御往返候而八御手広ニも相成，唯様隙取候而者恐入候義故，先ツ下地御出し案帖ニ准シ，早々御約メ，御用懸り之内向寄之方角へ下書御出し候様仕度，其上ニ而見合，御好通りニ准し取捨仕，一応御戻し，きまり之上清書御調候様仕度奉存候，尤未下書相調不申村方八山所并農器・地名之所左之御心得ニ而御書出し可被成候

一 農器之絵図村別御書出しニ不及，是八郡辻ニ而相調候故，一組之内一ヶ村方御書出し可被成候，尤村ニ寄異形之農具取扱候分も候ハ、其村方其品図面ニ相調，各寸法書入御出し之事

一 地名八小ほのき迄不残仮名付ニノ御出し被成候事

附札ニ而本往還計リヲ往還と御書記し可被成，其外八他村へ通行之道ニ而も往来道と御書出し可被成候，其外村内限り之道八小道と御書記可被成候

右之通御承知被成，何様御急被為在候間，相調次第，一日も早く御出し可被成候，遅レ当月十五日迄ニ八御出し可被成候

右之通御組合村々へ御通達可被下候，已上

二月三日

割庄屋 彦五郎
仁方村庄屋 助次
吉行村庄屋 嘉三郎
三津村庄屋 宋三郎

年寄同格
割庄屋 万右衛門様
割庄屋 六郎兵衛様
同 雄平様

賀茂郡国郡志御用懸りは，世羅郡と同様，文政2年1月ごろ，藩の国郡志方から「書出帳」編集に関して呼び出しを受けて広島へ出頭している。しかし，その後の対応は世羅郡とは大きく異なる。賀茂郡各村では，文化11年の国郡志方の命に従って村内で調査を進め，この時点では既に編集が進行して

いる村が多数あったことが窺える。そのような村は最寄りの国郡志御用懸りまで下書きを提出し、国郡志御用懸りが調整した上で返却し、清書して提出するよう命じているのである。編集が進んでいない村は、農器については全村から書き出すには及ばないので、異形の農器を使用していなければ、その郡辻「書出帳」用に1組で1か村程度提出すればよいなどとしている。

こうして賀茂郡では、文政2年閏4月1日までに各村からほぼ「書出帳」と村絵図下書きが出揃ったようである。「郡中御書出多端」な上、提出期限も迫っていたが、国郡志御用懸りは各村の下書きの内容をすべて点検し、下書きに付札や書込みを行って各村へ返却し、訂正・整理した上で諸口紙に清書して提出するよう命じた。その際には、さらに総体的な留意点を34項目にわたってまとめて示し、それを参考にするよう指示している。その「口演頭書」ではさらに、村方からの失費をできるだけ制限しつつも、「外郡之様子追々承候処、何方も役人中出精、帖面絵図等立派ニ相調候趣故、尚当郡之儀も一入御出情被下候様頼奉存候」と、他郡と比べても見劣りがしないよう村絵図の清書に努めるよう命じたのである。

その4日後の閏4月5日、賀茂郡の御用懸りは、「清帖・絵図共閏四月十五日迄ニ私共手元へ最寄々々御出し可被成候、甚大延引ニ相成、段々御せかみ被為遊奉恐入候義故、右日限必御延引被成間敷候、尚又下帖・下絵図も一応御添出し可被成候」と、藩から再三に及ぶ督促を受けて、同月15日までの日限を順守するよう命じている²¹⁾。こうして、賀茂郡各村は文政2年3月から5月にかけて、いっせいに「書出帳」を提出している。

以上、世羅郡と賀茂郡を例に「書出帳」編集の経過を追跡してきた。文政元年に広島藩に国郡志方が設置された直後の文政2年初頭、国郡志方は各郡の国郡志御用懸りを広島に招集し、「書出帳」の提出を督促した。国郡志方が設置されたのは文政元年であったが、すでに文化11年には各郡で国郡志御用懸りを任命して要綱を示し、古老の伝承や珍しい事柄について「何ニよらず」調査するよう命じていた。安芸郡・沼田郡では文化11年から12年に提出が終わったこともあり、国郡志方では、それ以外の郡も文化11年の命令を守って調査を進めていれば、「書出帳」は大幅に延引することなく提出され、『芸藩通志』の編纂も進行すると想定していたのではなかろうか。賀茂郡では「草案」と仁賀村「書出帳」下書きが各村を回覧されたのは文政元年12月のことであった²²⁾。一方、世羅郡の場合は、「草案」と安芸郡矢野村「書出

帳」を各村が写し取ったのは文政2年3月11・12日のことで、2郡の間で3か月余りの差が生じている。しかし、世羅郡の提出時期が賀茂郡よりも約1年も遅れたのは、一部の村に根強くあった「書出帳」や村絵図作成に対する危惧への対応に追われ、調査が遅れたのがその原因の一つではないかと思われる。

2-3 村絵図の調製について

文化11年7月に、広島藩が領内各郡代官へ宛てて国郡志編集に関する心得書を示した際、「書出帳」とともに村絵図提出を命じたことは既に見たとおりである。

国郡志方では、当初から各村に対して村絵図を新調させることは念頭になかったようである。文政元年11月24日、賀茂郡国郡志御用懸りの彦五郎は、割庄屋六郎兵衛等と嘉平太へ「草案」と仁方村「書出帳」下書きを送付した書状の追伸で、村絵図作成について言及し、「追而村々絵図之義者下地有合之図へ小名等書入、随分村之姿相見候様相調可申との御義御座候、此義於駅舎被仰値候通、森様江上り候図并去年歟郡絵図出来之節之図等へ此度書出し帖江順し、何角委敷書入、相調被申候様御示談可被下候」と、絵図は新調するのではなく、旧来の絵図に小名などを書き入れるか、また以前に藩役人へ提出した絵図や、昨年調製した賀茂郡絵図の上に、今回の「書出帳」の要項に沿って詳細な書き入れを行うよう指示し、翌年の文政2年1月には自分まで提出するよう命じている²³⁾。藩の国郡志方では、村絵図の新調を命じると、「書出帳」作成に関する村からの失費が増大するとともに、村境などの争論を惹起することを危惧し、従来村絵図を再利用する方針を示したと思われる。

それまで藩は領内各村に対して一律に同じ様式で村絵図の作成を命じたことはなかった。各村で保存されていた村絵図は、藩側からの要請で作成された場合もあろうが、各村で様々な事情から独自に作成されたと思われる。このように多様な目的で作成された旧来の村絵図を再利用して、「書出帳」に伴う村絵図提出の要請に応じることには当初から無理があったことは否めない。賀茂郡国郡志御用懸り4名は、文政2年2月3日に割庄屋3名へ宛てた書状で、村絵図を新調することに変更したことについて次のように説明している²⁴⁾。

資料3

国郡志御用村絵図相調候ニ付，村々失却無之様可仕，下地有来之絵図ニ而も宜敷趣先達而被為仰付候処，此度御用懸り之もの共御呼出しニ付出府仕，他郡之様子承合せ候処，右之通被為仰付候へ共，下地有来り之分ニ而八何角紛敷難差上ニ付，村々役人中出精を以失却無之様此度新夕ニ被相調候由ニ而，沼田郡緑井村絵図被見せ候ニ付，写し取懸御目申候，沼田・安芸両郡村々共右之通相調被差上候由，外郡右之振合故，当郡之儀も何卒右緑井村之絵図ニ凡准し御調御出し被成度，尤失却筋無之様ニとの御儀故，絵図仕立方八立派ニ無之候而も宜敷，田畠山川堤道橋寺社倉蔵郷蔵古城跡滝雨池用水悪水樋，村内重立候ほのき書入，名所旧跡，他村方之飛地，其外村内用水要用之ヶ所能相分り候様御調被成度

(後略)

賀茂郡の国郡志御用懸りは，藩からの要請もあり，旧来の村絵図を再利用して提出することにしていたが，藩の国郡志方から呼び出されて広島へ出頭したところ，既に提出された安芸郡と沼田郡の村々では，旧来の村絵図に国郡志の様式に沿って書き込みを行うと紛らわしくなり，不都合を生じるため，絵図を新調したという情報を得る。そこで，沼田郡緑井村の絵図を見せてもらってそれを写し取り，賀茂郡でもこの緑井村絵図に准じ，費用を抑制しながら村絵図を新調することにしたというのである²⁵⁾。御用懸りは，この通達の続きで，今回の村絵図は「割合分間ニ引合候ニ八及」ばず，つまり測量を伴うような高精度の絵図は必要ないので，山林よりも人里部分を広く取って書き入れしやすくし，諸口紙2枚を継いだ程度の大きさ（大村は3枚，小村は1枚）で提出することを求めた。

後述するような「書出帳」作成に係る費用弁償の問題も考慮すれば，藩の国郡志方は当初から，村絵図新調に要する費用を村入用に組み込んで村の負担とするのではなく，国郡志御用懸りや村役人の負担とするよう周到に準備した可能性もあるが，国郡志御用懸りが他郡との競争意識から，自主的な判断で村絵図を新調することを決意したのではなからうか。賀茂郡では，この後，村絵図の下書きを国郡志御用懸りまで提出させ，意見を付した上で各村へ返し，清書した上で再提出するよう命じた。閏4月1日までに各村から「書出帳」と村絵図の下書きが出揃い，同5日に他郡に見劣りがしないよう清書に努めるよう命じたことは，すでに説明したとおりである。

次に世羅郡の場合は、「書出帳」を提出した1年後、賀茂郡よりは2年遅れた文政4年になって村絵図を提出している。その遅延の理由については次の2つの資料から窺うことができる。

資料4

国郡志御用ニ付、村々絵図面相調差出し候様先達而被仰付候間、村々共絵図面御調候義ハ不容易義と存候ニ付、何卒不差上相済候様色々心配仕試候処、何分差上不申候而者不相済趣ニ被仰付候間、村々共此旨御承知、左之通御心得、絵図面御調、清 とも二枚ツ、来月廿日限無御延引御出し可被成、其上にて郡辻之絵図面相調申候ニ付、壹ヶ村ニ而も御延引被成候而ハ惣絵図之差支ニ相成候段御考弁被成、右日並無間違御出し可被成候

但、格別大絵図ニ相成不申候様、可成丈ヶ御約メ御調可被成候

（中略）

右先達而御出し被成候帖面ハ突合申様ニ御調、夫々形色能々相分り候様被入御念、随分立派ニ御調出し可被成候、其内何そ相わかりかたく事も候ハ、御尋出可被成、其節可及指揮ニ候

（中略）

二月廿七日

割庄屋
藤四郎
年寄
善兵衛

萩福田始メ賀茂留メ

資料5

「世羅郡小世良村絵図」

国郡志御用ニ付村内之儀委敷相改絵図面指上申候、尤隣村境筋之儀ハ立会申値も不仕ニ付、後年証拠之申上ニ不仕候、以上

文政三辰年

庄屋
権五郎^印
与頭
平兵衛^印

資料4 は、文政3年2月27日、国郡志御用懸りの2人から郡内の村役人へ宛てて村絵図調製要領について指示した廻状で、3月20日までには村絵図を2枚提出するよう命じている。世羅郡では、村絵図が今後の争論の証拠として採用されるのではないかという危惧が一部の村に根強くあったこと

はずでに指摘したが、一部の村では村絵図を提出せずに済ませようという動きさえあったことが 資料4 から窺える。国郡志御用懸りや割庄屋の説得により、絵図などを今後の争論の証拠には採用しないことで理解が得られたと思われる。資料5 は文政3年に調製された小世良村絵図に書き込まれた一札であるが、この一札は波多野家に残された村絵図すべてに共通している。これは、世羅郡以外の「書出帳」の村絵図には記されていないことから、世羅郡では、この一札を村絵図に書き込むことを条件に村絵図の調製を受け入れたと思われる。しかし、実際にこれらの絵図が国郡志方へ提出されたのは文政4年になってからである。

資料6

国郡志御用村絵図之儀ニ付被仰談候趣奉畏、心得方頭書を以御窺ひ申上候

一村ニ在来之絵図江要路・道橋等書入、又者掛ケ紙等ニ而差出候ハ、費も有之間敷との御趣意難有奉畏候得ども、村ニ寄有来之絵図竊抹ニ而書入、掛ケ紙等難相成候も御坐候、勿論村方控茂入申候故、写シ仕、差上候手組ニ仕、大形出来、近々指上可申候

一新タニ絵図調候而者村形等間違ひ、隣村と差違出来之儀も難計被思召候御趣御尤奉存候、此義ハ右御用被為仰付候初発被仰付候御趣意ヲ以郡郡志ニ書出し候義ハ都而後年旧証杯ニ申出候義決而不相成段者村々へ手堅申談置候義ニ御坐候間、此段ハ御安心被為在候様ニ与奉存候

(中略)

右之通ニ相心得居申候、猶御差図奉願上候、且又郡辻絵図ハ村々絵図揃候上ニ而相約メ申候ニ付、跡方差上候様御聞届奉願上候、以上

巳九月

世羅郡

資料6 は、文政4年9月に世羅郡国郡志御用懸りから世羅郡役所へ提出した伺書の下書きである。世羅郡でも、賀茂郡と同様に、藩の国郡志方の要請に従い、当初は旧来の村絵図に主要往還や道橋などを書き入れるか、又は掛け紙によって対応し、できる限り作成費用を節約するよう努めたことが分かる。しかし、各村で保存する旧来の村絵図には精粗があり、それへの書入れなどを行うだけでは用をなさず、村によっては絵図を新調する必要も生じたという。資料5 の書入れがある文政3年に調製された村絵図には、掛け紙などはないので、旧来の村絵図を再利用したものではなく、新たに調

製されたものであろう。そうなると、これら世羅郡村絵図は文政3年のうちには提出されず、残りの12村分が新たに調製され、すべて出揃うのを待って一括して提出されたということになるのだろうか。

2-4 「物産帳」の編集について

世羅郡各村の「書出帳」は、文政3年4月から6月にかけて一斉に提出されたが、他郡の「書出帳」と比較すると、「風俗」、「物産」、「別産業」、「農器」などの項目が欠落していることが分かる。その一方で、世羅郡西上原村と中村には、「書出帳」と同時期に作成された「国郡志御用風俗・物産書出帳」が残されている²⁶⁾。これには、他郡提出の「書出帳」にはあるが世羅郡では欠落している風俗（元服・婚礼・葬礼の通過儀礼と法事祭礼、及び五節句などの年中行事）と物産（穀類・菜蔬類・草類・薬種類・竹類・木類・菌類・鳥類・獣類・魚類・介類・虫類・貨類）が掲載されており、世羅郡ではこの「風俗・物産書出帳」が「書出帳」とは別に編集提出されたようである。この「風俗・物産書出帳」編集について世羅郡役所は次のように命じている。

資料7

態申遣ス

先達而国郡志方方達し有之候産物書出し方之儀至而差向候ニ付、早々取約メ差出し候様申来候、勿論諸郡相揃不申候而八差問ニも相成、尤年内ニ八得差出し申間敷候得共、正月早々ニ八かならず無間違差出し候様可取計者也

卯十二月

世羅郡
御役所^印

国郡志用掛り
割庄屋
同 藤四郎 拝上
同 善兵衛 拝上

広島藩の国郡志方は、文政2年12月ごろ、「書出帳」と同時並行で、世羅郡だけでなく領内全郡から「産物帳」を急ぎ提出するよう求めていたことが分かる。「書出帳」とは別に「産物帳」を提出させようとした意図は今のところ不明であるが、広島藩領内の産物調査は安永9年(1780)、寛政7年(1795)ごろにも行われた形跡がある²⁷⁾。特に『芸藩通志』が編纂された化政期は、広島藩が財政難を克服するために殖産興業政策を推進し、積極的に国産開発

を行い、領外へ販売しようとした時期に当たり、「書出帳」提出に当たっても、特に郡村で産出される産物について藩が重大な関心を持っていたことを窺わせる。

しかし、翌年1月中の提出を命じられた世羅郡の「産物帳」は、2月になっても提出されず、国郡志御用懸りの2人は世羅郡番組から督促を受けている。現在のところ、世羅郡では2村以外に「産物帳」が発見されていないため、これ以外で提出されたかは不明であるが、いずれにしても、この国郡志方による産物調査は世羅郡を含め、文政4年11月に再度全領内で実施されることになった。

資料8

態申遣入

国郡志御用ニ付産物類下地村々にて書出し、辻之所にも少々書分ケ差出し候得共、尚左之趣其方共手元ニ而厚申値、取分ケ早々可申出候
 一産物村ニ寄珍敷品之事
 一平常有之品ニ而も其村所により別而品柄宜しく候而名産ニ相当り候物之事、又者其品別而沢山ニ而所之生産とも相成候品之事
 一村方ニ而者格別ニも不存物ニ而も、郡内ニ而其名も聞へ候もの之事
 一名産と可言程ニ無之とも、古来其所ニ而造り来候品物等之事
 右鳥獸蟲魚草木菜品并飲食器用等売り代にいたし候類何レニ而も其名目を挙ヶ候而書分ケ早々可差出者也

巳十一月九日 国郡志方

世羅郡
懸り役共

「書出帳」は、その「草案」によれば、各村で生産又は生息する穀類・菜蔬類・草類・薬種類・竹類・木類・菌類・鳥類・獣類・魚類・介類・虫類・貨類すべてを書き出すという趣旨であり、重点をおいた国産開発に取り組もうとする広島藩からすると、この調査方法では不適切であった。このため、文政4年11月の産物調査は、各村で生産される産物の中でも、他村では見られない特に珍しい産物、著名で名産品と認識される物品を書き出させることにより、今後大坂市場や他領へ販売し、国産として商品化が可能となる産物を一覧できるようにすることがその目的であった²⁸⁾。

文政8年に完成した『芸藩通志』では、各郡の産物について、「書出帳」の草案に沿って、郡内の生産品をすべて書き出すことはせず、郡内の珍品、名

産品，大量生産品，或いはそれらの移出先などを概括的ではあるが記載しているので，文政4年11月に全領内で実施した産物調査をまとめた成果と考えることができる。

2-5 「書出帳」の経費負担について

国郡志の改訂，すなわち『芸藩通志』の編集材料とするため，郡村から「書出帳」を提出させるに当たり，それに要する経費を藩が負担するか，村が負担するかについては，計画当初からの懸案であった。編集を命じられた頼杏坪が，村の負担とすることを主張して，事業が開始されたことはすでに見た通りである。それでは，国郡志方では費用弁償の問題を具体的にどのように対処したのであろうか。

文政2年5月，世羅郡国郡志御用懸りの善兵衛と藤四郎は，世羅郡番組に対して「私共出勤出飯米，筆紙墨等之諸入用悉皆為冥加私共相弁申度奉存候」と，「書出帳」編集に要する諸経費を自己負担とすることを願い出ている。その願書は7月になって，同郡代官から「奇特之至ニ付厚く申達遣，申出之通り」許可されることになった。しかし，国郡志御用懸りがこの願書を提出する直前と思われる5月15日，世羅郡番組の松本は次のようにその願書提出を督促している。

資料9

其後御替も有御座間舗と存候，先達而国郡志御用懸りニ付諸入用寸志ニ自分払之義先頃御噂申候処，御承知之趣御答有之，帰郡之上御代官衆江も御嘶者申置候得とも，其後為何様子も不相聞，いか様之考合ニ候哉，唯其のち得斗御考合も有之候事と存候，必押而進メ候義二者無之，委細其節御咄申候通之事故，何れ共治定之様子近便ニ御申聞被下度此段内々得御意候，以上

五月十五日

松本平太

かも村
藤四郎殿
東神崎村
善兵衛殿

つまり，善兵衛と藤四郎は調査経費を自己負担とすることを自主的に申し出たのではなく，郡役所詰役人から内々に求められてそれを承諾し，国郡志御用懸りの2人から寸志として負担するよう藩へ願い出た形式にしたのであ

る。その後、世羅郡の国郡志御用懸りは、郡内村役人へもそれを知らせ、各村の村役人も各村で支出した経費を負担するに至った。波多野家文書には各村の費用負担関係帳簿が多数残されている。

頼杏坪「老の絮言」によれば、最初に調査経費を藩へ寄進することを願い出たのは、御調郡の国郡志御用懸り幾右衛門であったという。その他の各郡も「皆上の御費なき様ニと下方にて百姓へもかけず、皆役人共の手許より出し償ひて、少も上の費にはせずしてやみぬ」と、自主的に御調郡に倣ったように記している²⁹⁾。最初に御調郡で幾右衛門が自己負担を申し出た内情は不明であるが、藩側がそのように仕向けるよう関与した可能性もある。村絵図調製でも指摘したように、藩は各郡の他郡との対抗意識を巧妙に利用しながら、「書出帳」編集に関する経費を、最初の目論見通り藩の負担ではなく、すべて郡村役人の負担とすることで決着したのである。

3 「国郡志下調べ書出帳」と『芸藩通志』編纂

各村から提出された「書出帳」を材料として、国郡志方では、どのような歴史認識を持って『芸藩通志』を編纂したか、これに関する詳細な検討は稿を改めることにするが、ここでは、村内の本稿の目的である「書出帳」の編集経過とも関連するので、若干の見通しを示して本稿を終えることにしたい。

世羅郡が「書出帳」を広島藩の国郡志方へ提出してから半年を経過した文政4年1月29日、国郡志方は、世羅郡と郡内全50村のうち28村、46項目にわたる「尋書」を、世羅郡役所を通じて国郡志御用懸りへ下げ渡し、それへの回答を求めた。その項目は村名、寺社・祠、古城跡、古跡、名勝、古器物などが中心である。本稿ではその尋書の内容について詳細に検討することはしないが、2点ほど村名の伝承をめぐる事例を示すことにより、「書出帳」で実施された村の歴史調査の一端を明らかにしておきたい。

世羅郡上野山村は、「書出帳」の村名の項目によれば、往古は「上山村」と唱えたが、いつの頃からか「野」字を加えて「上野山村」と唱えるようになったと言い、「公儀御用向ニ者当時上山村与書上ケ申候」と記述する。また、同書の古城跡の項では高八山城跡を取り上げ、「城主上山加賀守と申伝候、大江輝元公司官 天正年中迄御在城之由申伝候」と報告したが、国郡志方から「茶臼山と云城跡者無之哉、高八山之別名ニ候哉」と尋ねられた³⁰⁾。

国郡志方では独自の文献調査などにより、茶臼山城が上野山村に存在した可能性があるという情報を持っていたと考えられる。

上野山村はこの質問に対して、2か月後の3月26日になって国郡志御用懸りの善兵衛へ次のように回答している。

資料10

以飛脚申上候、益御堅勝被遊御座候半与珍重之御儀奉存候、然者上野山国郡志帖之内御尋筋御答申上候義村内ニ而相分不申、老人共江不残相尋候得共分不申、何そ古き書類之内共ニ可有御座歟与細々相弾候へ共得見当不申、右ニ付旧家之もの共所持居申候書類之内共ニ而相知レ候義共八御座有間敷歟と一々相弾申候得共一向相分不申、尤天正年中迄御在城与申義八古き村絵図之端シ付紙ニ書記御座候、其外一円分不申、氣之毒奉存候、右之通相弾候内不量御答申上候義延引ニ罷成、恐入申候、兼而御触日限通様子可申上、無扨延引ニ罷成候義も御座候八、其訳早速御断可申上勿論之事御座候所、前段之通細々相しらべ掛居申、不廻り延引、兎口御断申上様も無御座、重々恐入居申候、此後八何事も決而御触通り遅滞仕不申間、此方之義者御厚憐ヲ以御宥免宜敷御取計被遣候八、忝可奉存候、呉々茂此後八速ニ取計可申、一偏ニ御蔭之ほと奉希上候、右ニ付御答書付差出シ申候、御見合被遣、文段難分、尚亦不宜儀も御座候八、何卒御取捨被成遣候八、重々忝可奉存候、扨亦村絵図も唯様延引、重々奉恐入候、此度八迎之義ニ委細申度案外隙取申候処、最早一両日之中者本出来仕候ニ付、今少し御宥免奉願候、何卒村絵図差出シ候迄国郡志案帖御貸置被遣候様是亦奉願候、以上

三月廿六日

年寄
善兵衛様

上の山庄屋
新兵衛
同
丈次郎

これによれば、上野山村が「書出帳」で、上山加賀守が天正年間まで高八山城に在城していたと報告したのは、村古絵図の端にそのように書かれた付紙を確認したことを論拠としたからであった。国郡志方からの質問に対して、再度調査を行うことになった上野山村では、まず庄屋文書として保存する古文書を点検したが、それに関する手がかりは何もなかった。次に古老に尋ねてこれも困難と分かると、旧家で所持する古文書を丹念に調査していったことが分かる。しかし、上野山村が往古は「上山村」と唱えていたという

村名の由来の伝承があるにもかかわらず，城主上山加賀守に関するそれ以外の傍証を，求められた期限内に村内で探し出すことはできなかった。再調査からは結局何も得ることは出来なかったのである。この上野山村の回答を得て，国郡志御用懸りは国郡志方へ次のように報告した。

資料11

此義村内ニおゐて茶臼山と申城跡申伝も無御座，勿論当時心当り之場所も相見へ不申，上山加賀守之古城跡者城山と而已相唱候得共，高八と申山又続キ居申ニ付高八山古城跡共書上ケ来申候義ニ御座候，其余之義者一向相分り不申，且又正徳年中迄大江輝元公司官在城と書出し候義御不審之御旨御尤千万，全天正年中迄御在城と申伝へ候ニ付，其義筆者書誤り候義ニ御座候

つまり，上野山村では期限に遅れたために「書出帳」提出を急いだ結果，上山加賀守在城の年代を「天正年中」と記すべきところ，「正徳年中」と誤記した。国郡志御用懸りもそれを見過ごしたまま，国郡志方へ送ったようである³¹⁾。さらに，この回答では，上野山村が上山加賀守の在城年代を天正年中とした調査に関する情報については報告せず，結論だけを報告するに留めた。その回答を受けて，『芸藩通志』では上野山村の村名については「もと，上山村，後に野の字を加ふ」，古城跡については「高八山 上野山村にあり，上山加賀，所守」と簡易に記述しただけで，上山加賀守との関係については記述することはなかった³²⁾。

国郡志方では，郡村から提出された「書出帳」だけに頼らず，国郡志方で所蔵する文献などを参考にしながら，村へ質問を送ったのである。それは村名の由来とは直接関係しない質問であったが，世羅郡国郡志御用懸りはそれに対して結論だけを回答しただけで，上野山村から出された報告をもとに，村名の由緒については報告しなかったため，『芸藩通志』には記述されることはなかった。

もう一つ例を出しておきたい。三郎丸村は「書出帳」で村名の由来について「当村を三郎丸村与唱候所以伝わらず，旧書等ニも様子相見え不申，往古方文字改革茂無御座候」と記述して提出した。これに対して国郡志方では独自の調査により「元和・寛永頃之旧記ニ鶉丸村と相見へ候，何之考者無之哉，古より文字改候義無之趣ニ者書出し候得共，右之通ニも相見へ候間猶又相しらへ合候事」と尋ねて再調査を命じたのである。これに対する，国郡志御用

懸りからの回答は、「此義段々相弾候処、何そ心当りも無御座、明暦年中御本帖ニも三郎丸と御座候、其已前四十余年之義相糺し候書類并申伝も無御座ニ付、村方ニおみて八文字唱とも相替り候義者無御座と相心得居申候」と、村内調査の結果をもとにその説を否定した。これを『芸藩通志』では「元和、寛永の旧記に鶉丸村とあり、明暦の比より、三郎丸に作る、いかなる義にや」と記述している³³⁾。三郎丸村について国郡志方では、三郎丸村や世羅郡調査だけに頼らず、独自に文献調査を行い、『芸藩通志』では両論併記として記述したのである。

『芸藩通志』の編集方法は、各郡の国郡志御用懸りに命じて村方から遺漏がないよう調査し、隣村との突合せを行わず、村内の伝承をありのまま、穿鑿せずに提出し、取舍選択は上の判断に任せるという調査手法であった。従って、各村では村役人が所蔵する公的な文書・村で由緒のある旧家が所蔵する私的な文書、古老の伝承などをすべて調査して「書出帳」に記載し、或いは国郡志方からの質問へ対応した。しかし、国郡志方ではこれらを参考にしながらも、自身で収集した書物や記録などを調査し、また自身の歴史意識をもとに、『芸藩通志』を記述した。一方で「書出帳」の控が地域に残ることによって、『芸藩通志』には記載されなかった地域の伝承も今日まで伝えられることになったのである。

おわりに

広島藩が領内郡村から提出させた「書出帳」に記載された情報は、地域の名称・沿革に始まり、地域を取り巻く自然・地理、そこに暮らす人々の生活や生産、文化的遺産や人物・歴史に至るまで広範囲にわたり、これらの情報などをもとに頼杏坪らが文政8年に完成した『芸藩通志』全159巻によって、領域内の事物を網羅的に一覧できるようになった。本稿では、世羅郡を中心に賀茂郡と比較しながら、その「書出帳」編集経過などを、事例をあげながら追跡してきた。

世羅郡は他郡に比べると「書出帳」提出が1年程度遅れている。その理由の1つとして、一部の村で「書出帳」編集や村絵図調製により、これが争論の証拠として採用されるのではないかという危惧が払拭できなかったことがあると思われる。文化13年5月の受書提出や文政3年に調製された村絵図

の一札など，世羅郡の「書出帳」編集関係資料には，その危惧が提出遅延を招いたと思われる形跡を幾つか見出すことができる。しかし，争論は世羅郡以外にもあり得る問題であり，これ以外にも延引の理由があることが想定される。

次に本稿を通じて，各郡で任命された国郡志御用懸りの役割も明らかになってきた。彼らは藩の国郡志方や郡役所からの通達を，各村役人に伝えるだけでなく，彼らを指揮して「書出帳」編集・提出に大きな役割を果たした。賀茂郡などでは提出された「書出帳」下書きを整理し，指摘を行うなどして一旦各村へ戻した後に清書を命じている。世羅郡では，国郡志方からの尋書を各村へ廻し，その回答を編集して国郡志方へ送付している。また，藩の意図を汲んで，編集に要する費用を負担したのも御用懸りと村役人たちであった。

なお，本稿では十分には活用できなかったが，世羅郡に関しては「書出帳」や，それに伴う調査や国郡志方からの尋書に回答するため，各村が古城跡や旧跡，古物などを調査した結果を御用懸りまで送付した文書が豊富に残されている。これら进行分析すれば，当時の村役人たちがどのような歴史認識を持ち，どのように地域の歴史的な遺跡を保存しようとしていたかも明らかにすることができるが，今後の課題としたい。

注

- 1) 羽賀祥二 『史蹟論—19世紀日本の地域社会と歴史意識』(名古屋大学出版会，1998年)。
- 2) 白井哲哉 『日本近世地誌編纂史研究』(思文閣，2004年)。
- 3) 岩橋清美 『近世日本の歴史意識と情報空間』(名著出版，2010年)。
- 4) 羽賀祥二 「記録化の意図と方法—一九世紀日本地誌と民俗記述」(若尾祐司・羽賀祥二編 『記録と記憶の比較文化史—史誌・記念碑・郷土』，名古屋大学出版会，2005年)。
- 5) 『東城町史』古代中世・近世資料編(東城町，1994年)の奴可郡「国郡志御用二付郡辻書出帳」の補注。このほか，『呉市史』資料編 近世Ⅱ(呉市役所，1999年)の「解説と解題—村明細帳を読む—」では，安芸郡の編纂過程について説明している。
- 6) 佐竹昭氏は「地誌編さんと民衆の歴史意識—広島周辺地域を中心に」(『広

島市公文書館紀要』第17号，1994年）で，安芸郡倉橋島を事例として，島の伝説や歴史叙述などをもとに，島民の歴史的意識がどのように変化したか，地誌編纂とどのように関係したかを明らかにしている。

- 7) 『芸藩通志』編集の経緯については，『広島市史』第3巻（広島市，1923年），131～133頁，頼杏坪「老の絮言」のうち「本藩通志出来之事」（『広島県史』近世資料編Ⅵ，176頁）。
- 8) 文化11年7月「当郡へ被仰付候発端」（竹内家文書，198801/1907/5）。なお同文の「国郡志編集につき心得頭書」は『広島県史』近世資料編Ⅳ，1261（160頁）に収録。
- 9) 賀茂郡吉川村竹内家文書「当郡へ被仰付候発端（文化11年7月）」（198801/1907/5）。
- 10) ただし，これら各地に伝来する「書出帳」が下書きなのか，最初の提出後に訂正を求められ，改訂の上で再度提出した控なのかは，一見しただけでは判別ができないものもあることを付言しておきたい。
- 11) 『呉市史』資料編近世Ⅱ（呉市役所，1999年）の「解説と解題—村明細帳を読む—」（2～3頁），安芸郡に示された雛型は安芸郡戸坂村のものであった（『新修広島市史』第6巻）。なお，文政元年10月に提出された安芸郡郡辻帳については，鈴木幸夫「広島藩国郡志の安芸郡辻帳」（『安田女子大学紀要』28，2000年）に詳しい。
- 12) 沼田郡相田村横山家文書。当館ではいずれも複製資料を公開している。
- 13) 奴可郡各村の「書出帳」は文政2年8月ごろに提出され，郡御用掛りが加筆訂正，村毎の精粗を調整し，郡辻帳を添えて広島藩国郡志方へ提出した。同郡の場合は郡御用掛の組織が『芸藩通志』編纂後も残り，文政8年ごろまで各村から改訂版を提出させ，郡辻を加えて郡全体を集成した。現在まで伝わる「書出帳」はほとんどがこれである。
- 14) 以下世羅郡の国郡志関係資料は，特に断らないものは，「国郡志編替一件諸用控帳」（文化11年～），「国郡志一件始終御用書留帳」（文政2年），「国郡志御用来状袋」（文政2年）などの世羅郡東神崎村波多野家文書（当館寄託）による。これらは当館で複製資料を公開している。なお，世羅郡各村の「書出帳」は，波多野家文書ではなく，「長谷川春秋氏所蔵文書」（当館収蔵複製資料）に残されている。これは，佐伯道之編『芸藩通志編集資料 世羅郡下調べ書出帳集成』（佐伯美香子，1998年）として刊行されている。
- 15) 当館の平成23年度収蔵文書の紹介展『近世芸備地方の地誌』（西向宏介氏担当）で，賀茂郡の「書出帳」編集と村絵図作成の経過を追っている。
- 16) 賀茂郡吉川村竹内家文書「役用順達控（文化15年）」（198801/9）。
- 17) 前掲『呉市史』資料編近世Ⅱの「解説と解題—村明細帳を読む—」。
- 18) 賀茂郡吉川村竹内家文書「十二月五日巳刻出 急廻章」（198801/1907/4）。

- 19) 注18の同封資料。
- 20) 賀茂郡吉川村竹内家文書「国郡志一件ニ就始終書類」(198801/1906)。
- 21) 賀茂郡吉川村竹内家文書「国郡志一件ニ就始終書類」(198801/1906)。
- 22) なお、山県郡坪野村竹内家文書「国郡志帖面調方ニ付郡中諸入用帖」によれば、山県郡では、同郡国郡志御用懸りの川小田村孫平の意を受けた穴村三右衛門が佐伯郡廿日市の割庄屋元へ出張し、安芸郡牛田村の「書出帳」を筆写したという(鈴木前掲論文)。だとすれば、佐伯郡でも牛田村の「書出帳」を参考にしたのであろう。
- 23) 賀茂郡吉川村竹内家文書「十二月五日巳刻出ス 急廻章」(198801/1907/4)。
- 24) 賀茂郡吉川村竹内家文書「国郡志一件ニ就始終書類」(198801/1906)。
- 25) 賀茂郡吉川村竹内家文書に緑井村絵図(198801/1907/7-2)が伝わる。
- 26) 「長谷川春秋氏所蔵文書」(当館収蔵複製資料)。
- 27) たとえば賀茂郡では、賀茂郡吉川村竹内家文書「下西条組村々諸産物有無しらへ」(安永9年4月,198801/898),同家文書「賀茂郡吉川村諸産物之品々しらへ帖ひかへ」(安永9年5月,198801/4899)がある。
- 28) 奴可郡の郡辻「書出帳」末尾の付紙によれば、同郡では「村々産物辻寄帳」が文政5年3月に提出されている(『東城町史』古代中世・近世資料編,214頁)。それ以外にも「沼田郡久地村国郡志御用ニ附物産御尋書出帖」が文政5年5月に提出されている(当館収蔵複製資料「粟根氏所蔵文書」)。山県郡では文政10年に「他国金銀出入御約ニ付産物書貫帖」が数か村単位で提出されている。
- 29) 頼杏坪「老の絮言」のうち「本藩通志出来之事」(『広島県史』近世資料編VI,176頁)。
- 30) 国郡志方からの質問と、それに対する世羅郡国郡志御用懸りの回答は「国郡志御用之内御尋之条々御答書」としてまとめられている(当館収蔵複製資料「長谷川春秋氏収集資料」)。上野山村の回答は波多野家文書。なお、寛政3年2月に提出された「世羅郡上野山村指出シ帖」では「城山一古城跡壱ヶ所城主上山加賀守と申伝候」(世羅郡敷名村尼子家文書「敷名村指出シ帖扣」,198809/264/1)とある。
- 31) したがって、現在伝わる上野山村の「書出帳」(「長谷川春秋氏収集資料」)は、国郡志方へ提出した段階のものではなく、その誤記を訂正した「書出帳」控ということになる。
- 32) 村名は『芸藩通志』巻105の「村里」、古城跡は巻108の「城墟」。なお、「譜録」上山三郎左衛門泰昭(山口県文書館蔵)には「姓大江依住備後国世良郡上山村称上山」とあり、『萩藩閥閥録』巻40「上山庄左衛門」(山口県文書館編集・発行)には、天正19年9月25日に毛利元清等から上山兵庫頭(元忠)へ宛てられた上山郷418石余の知行安堵状が掲載されている。

世羅郡の「国郡志御編集二付下調べ書出し帳」の編集について（西村）

33) 村名は『芸藩通志』巻105の「村里」。

（にしむら あきら 総括研究員）